

〈基本的な感染対策〉

- 三密の回避
- 人との距離
- 手洗い等の手指衛生
- 換気



感染症対策

I 学校生活上での感染予防対策

〈マスクの着用について〉

- ① 児童及び教職員については、マスクの着用を求めません。
- ② 様々な事情により、感染不安を抱いてマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあるので、マスクの着脱を強いることはしません。

なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがあります。

〈児童の出席停止の取扱いについて〉

- 感染が判明した場合
- 濃厚接触者に特定された場合
- 発熱や咽頭痛、咳等のかぜ症状が見られる時
- 同居する家族がかぜ症状や PCR 検査中で、感染不安がある時（感染まん延時）
- 新型コロナウイルスのワクチン接種のため
- ワクチン接種後の体調不良

※上記以外のけがや病気による症状の場合は、病欠になります。

〈体調確認シート（検温表）について〉

- ① 家庭での健康観察（保護者に依頼）
毎朝、登校前に保護者が健康観察を行い、「感染防止体調確認シート」（検温表）への記入・押印を行ってください。発熱やかぜの症状（咳、鼻水、のどの痛み等）がある場合は、学校を休ませてください。
- ② 学校での健康観察
学級担任は、朝に児童が持参した「検温表」を確認します。検温表を忘れたり、記入漏れがあった場合は職員室に行って検温してもらいます。

〈教室の換気について〉

- ① 常時、窓と出入り口側を対角線上に2カ所（10cm～20cm）開けます。
- ② 業間や昼休みは、窓と出入り口を大きく開けて、空気の流れを促します。
- ③ サーキュレーターや扇風機を活用し、空気を循環させます。
- ④ CO₂モニターの数値をチェックしながら、適切な環境維持に努めます。

〈手洗いについて〉

- ① 石けんを使った手洗いを徹底します。
(手洗いの6つのタイミング)
- ② 手洗い場の密を避けるため、学年ごとに手洗い場を固定します。
- ③ 手洗い後は、清潔なハンカチで拭きとります。

※皮膚症状等で手洗いや手指消毒用アルコールに不安がある場合は、連絡帳や電話で学校へ御連絡ください。



〈給食について〉

- ① 給食当番は、配膳前の手洗いと手指消毒を行います。当番以外の児童も手洗いをします。
- ② 机は向かい合わせにしません。向かい合わせにする場合は、児童の間に一定の距離（1m程度）を確保します。（学級担任も）
- ③ 飛沫を飛ばさないように、大声での会話は控えます。

〈清掃について〉

児童による清掃活動は、通常通り行います。清掃後は、きれいに手を洗います。

2 心のケア

児童が心理的なストレスを抱えている場合は、担任や養護教諭等が中心となってケアを行います。

児童が置かれた状況を的確に把握し、必要に応じて教育相談を実施したり、スクールカウンセラー等による面談や支援を行ったりするなど、心の健康問題にも適切に対応します。

教育活動

感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下のような感染対策を講じます。

【各教科共通】

○ 対面形式となるグループ等

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用し、換気の状態を計測します。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えます。

○ 一斉に大きな声で話す活動

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用し、換気の状態を計測します。
- ・ 近距離で向かい合った発声は控えます。

【理科】

○ グループで行う実験や観察

- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。

【音楽】

○ 合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏

- ・ 体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控えます。

【図工】

○ 共同制作等の表現や鑑賞の活動

- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えます。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。

【家庭科】

○ グループで行う調理実習

- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えます。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には、対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保します。

【体育・保健】

- ・ 大声での発声は控えます。
- ・ 見学や休憩時には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えます。